

## 特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、熊本県菊池市が発注する下記工事に適用する。

- 1) 工事番号 令7公下修第1号
- 2) 工事箇所 菊池市赤星外地内
- 3) 工事名 令和7年度 菊池川水管橋橋梁外塗装工事
- 4) 工期 契約日の翌日から令和8年3月13日まで

第2条 本工事における遵守事項および特記事項について

- ・既存の塗膜には、鉛が含まれている
- ・足場の設置にあたっては、ケレンした塗装層が飛散しないよう処置を行うこと
- ・菊池川河川内の高水敷は、1日で作業ができる必要最低限の資機材を搬入し、上流の片角水位観測所の水位が1mを超えた場合は、直ちに作業を中止し、高水敷にある資材を搬出すること
- ・前日の天気予報を確認し、警報が発令されている場合や警報の発令が予見される場合は、河川区域内の作業を行わないこと
- ・ケレン作業や塗装を行う際は、構造物の点検を兼ねるものとし、異常が発見された場合は直ちに監督員へ報告すること
- ・塗料の施工条件（温度等）を遵守すること
- ・国道325号関連の工事が隣接しており、工事用道路の計画があるため、足場の架設に関しては熊本県と協議した後に架設すること
- ・河川内の作業にあたっては、菊池川河川事務所へ着工届など所定の手続きを行うこと
- ・工事に先立ち、工事内容・工法・工程及び公害などの防止対策について、住民によく説明すること
- ・10月1日から河川内の工事に着手すること

第3条 工事数量

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。

なお、数量に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、契約変更の対象とすることができる。

第4条 適用基準

本工事施工にあたっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については、「熊本県土木工事共通仕様書（平成31年4月）」、「熊本県土木工事施工管理基準（平成31年4月）」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

また、本工事は、平成28年熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価を用いた積算試行対象工事である。

第5条 施工条件

- 1) 安全対策

鉛対策が必要となるため、環境対策や作業員の安全確保のための処置を行うこと。

2) その他

河川への水質汚濁には十分配慮すること。

第6条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出について

- 1) 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負金額が**100万円以上**の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と合わせて提出しなければならない。
- 2) 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金が**100万円以上**の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。
- 4) 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存しなければならない。

第7条 民地借上げ等

工事施工において民地借上げ等を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理すること。

第8条 アイドリングストップ

建設機械等のアイドリングストップに努め、その点検を行うこと。ただし、記録表の作成については、不要とする。

第9条 安全・訓練等の実施に関すること。

1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し現場に即した安全・訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月あたり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

記

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - 2) 本工事内容等の周知徹底
  - 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
  - 4) 本工事における災害対策訓練
  - 5) 本工事現場で予想される事故対策
  - 6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成  
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
- 3) 安全・訓練等の実施状況報告  
受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があつ

た場合は直ちに提示するものとする。

- 4) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止対策についての研修  
車両系建設機械の用途外使用に関する安全・訓練等の研修を実施すること。

#### 第 10 条 土木工事現場における事故防止対策について

工事現場及びその周辺等においては、常に事故防止対策を実施すること。また、各種事故防止研修会等への積極的参加並びに工事現場及び会社内においても事故防止に対する指導を強化すること。

#### 第 11 条 過積載防止

- 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠の装着等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプトラック業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 5) 建設発生土の処理及び資材の購入等にあって下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することがないようにすること。
- 6) 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分指導すること。

#### 第 12 条 工事支障物件等

工事着手前に N T T ケーブル（光ケーブルを含む）、電力管、上水道管等の埋設物及び電力線及び電話線等架空占有物件の有無を各施設管理者に確認し、施工方法等について各施設管理者と協議すること。重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線等架空占有物件がある場合も同様とする。

#### 第 13 条 建設工事に係る産業廃棄物の処理

型枠の端材、塗料の空缶等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。

#### 第 14 条 舗装切断時に発生する排水の処理について

- 1) 舗装切断時に発生する排水は、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
- 2) 受注者（元請）が当該排水を運搬する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面（マニフェスト）を携行すること。
- 3) 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票（集計表）」を提出すること。
- 4) 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票（集計表）」を提出すること。

#### 第 15 条 産業廃棄物管理等（マニフェスト伝票）について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示（※マニフェスト伝票のコピーについては、提出不用）しなければならない。

#### 第 16 条 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報システム（CORINS）に工事实績情報を登録しなければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後（工事完成通知書（しゅん工届）の提出日をいう。）、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、すみやかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 第 17 条 現場技術者等の腕章の着用について

##### 1) 目的

現場内における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

##### 2) 対象者

現場代理人及び監理技術者又は主任技術者

##### 3) 腕章の仕様

仕様は、監督員と協議するものとする。着用箇所は、腕の見やすいところを原則とする。なお、腕章の他にも名札も着用することが望ましい。

#### 第 18 条 電子納品に関する留意事項

「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成された電子データを、エラーが無いこと及びウイルス対策を実施した上で電子媒体で提出すること。なお、電子納品にあたっては、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定するものとする。

#### 第 19 条 資材及び企業の優先仕様

菊池市で発注する工事は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、可能な限り菊池市内での調達（関係業者との取り引き）すること。また、常勤・臨時職員に限らず、可能な限り菊池市内から雇用すること。さらに、下請発注についても菊池市内から発注に努めること。

#### 第 20 条 成績評定の公表

菊池市請負工事成績評定要領（平成 30 年 4 月 1 日）で成績評定をおこなった場合は、「工事成績（修正）評定通知書」及び「項目別評定点」を通知するものとする。

## 第 21 条 週休 2 日工事

本工事は、週休 2 日工事の対象工事であり、菊池市週休 2 日工事実施要綱（令和 4 年告示第 257 号）に基づき取り組むこととする。  
入札公告に示した予定価格は、4 週 8 休の実施による補正を行った金額である。

なお、施工後に休日の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金を減額変更するものとする。

## 第 22 条 その他

- 1) 工事期間中の施工方法、安全管理等には細心の注意を図り施工すること。
- 2) 建設業法第 40 条に基づき、工事現場毎に「建設業の許可票」「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」「労災保険関係」を掲示し、工事中標識設置届に現場掲示写真を貼付し提出すること。
- 3) 公共事業労務費調査に選定された場合は、協力をお願いする。
- 4) 監督職員との報告・協議等は、書面により行うこととする。また、施工計画書に「報告・協議は書面で行う」旨を記載すること。
- 5) 地元住民等の苦情・要望等には誠意もって対応するとともに、内容について監督職員に報告・協議すること。また記録をしておくこと。
- 6) 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議をすること。

令7公下修第1号 令和7年度 菊池川水管橋橋梁外塗装工事



工事箇所

位置図

令7公下修第1号 令和7年度 菊池川水管橋橋梁外塗装工事



位置図

部 長	支 所 長	課 長	総務 審議 員	課 長 補 佐	係 長	設 計 者
--------	-------------	--------	---------------	------------------	--------	-------------

(0300458309-0)

工 種	鋼橋架設工事	工 事 番 号	令7公下修第1号	設 計 年 月 日	令和 7 年 6 月 11 日
-----	--------	---------	----------	-----------	-----------------

工 事 箇 所	菊池市赤星外地内
---------	----------

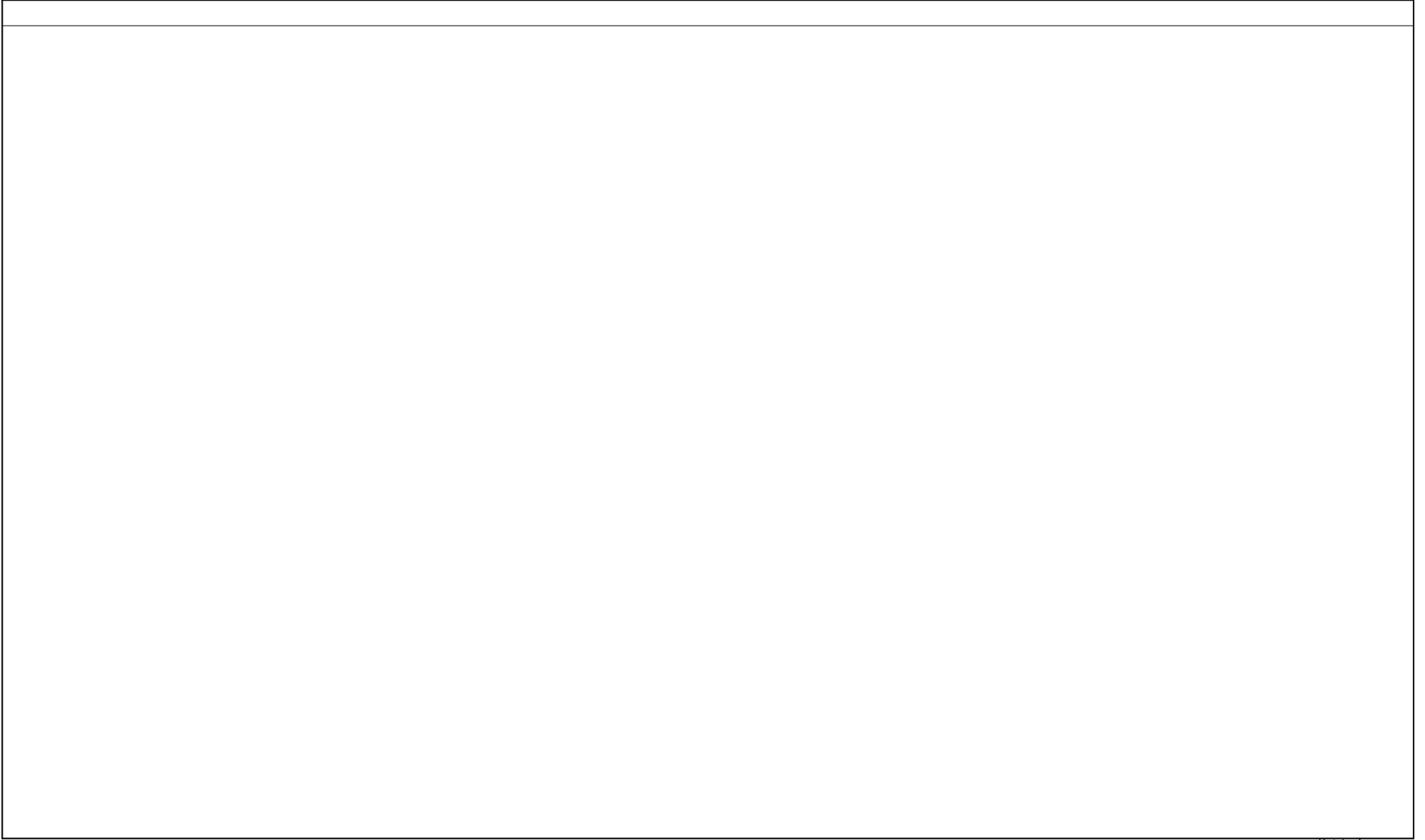
路 線 ・ 河 川 名	
-------------	--

令和 7 年度

菊池川水管橋橋梁外塗装工事

菊池市

設 計 金 額	円	円
---------	---	---



## 本 工 事 内 訳 表

05:鋼橋架設工事

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁保全 工事					式	1			
	橋梁補修工				式	1			
		現場塗装工【トラス 橋部（現場塗装）】			式	1			
			素地調整	2種ケレン	m2	3,803			第1号明細表
			下塗	有機ジンクリッチペイント	m2	3,803			第2号明細表
			下塗	弱溶剤系変性エポキシ樹脂塗料	m2	3,803			第3号明細表
			中塗	弱溶剤系ふっ素樹脂塗料, 淡彩	m2	3,803			第4号明細表
			上塗	弱溶剤系ふっ素樹脂塗料, 淡彩	m2	3,803			第5号明細表
		塗膜処分費			式	1			
			塗膜処分費		t	5.7			第6号明細表

## 本 工 事 内 訳 表

05:鋼橋架設工事

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
			収集運搬費		車	1			第7号明細表
	仮設工(トラス)				式	1			
		吊足場			式	1			
			吊足場	主体足場	m2	1,065			第8号明細表
			吊足場	中段足場	m2	666			第9号明細表
			吊足場	中段足場	m2	288			第10号明細表
			側面足場		m2	1,360			第11号明細表
		防護工			式	1			
			板張防護工	(床面+朝顔)	m2	1,065			第12号明細表
			シート張防護工	(床面+朝顔)	m2	1,065			第13号明細表

## 本 工 事 内 訳 表

05:鋼橋架設工事

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
			板張防護工	(屋根面)	m2	1,065			第14号明細表
			シート張防護工	(屋根面)	m2	1,065			第15号明細表
			板張防護工	(側面)	m2	1,360			第16号明細表
			シート張防護工	(側面)	m2	1,360			第17号明細表
	道路植栽工				式	1			
		道路植栽工			式	1			
			移植工	1本/m	m	38			第18号明細表
	直接工事費				式	1			
		共通仮設費			式	1			
			対象額		式	1			

### 本 工 事 内 訳 表

05:鋼橋架設工事

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
			率計算分		式	1			
			安全費		式	1			第19号明細表
	純工事費				式	1			
		現場管理費			式	1			
	工事原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
		契約保証費			式	1			
	工事価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			





A25615A A04

### 下塗 1m2当たり明細表

有機ジンクリッチペイント

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 下塗り (塗替) 有機ジンクリッチ 2回 はけ・ローラーII 弦材を有する構造		m <sup>2</sup>	1				第2号単価表, [VI-1-③-1]
合 計		m <sup>2</sup>	1				

A25615A A02

### 下塗 1m2当たり明細表

弱溶剤系変性エポキシ樹脂塗料

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 下塗り (塗替) 弱溶剤形変性エポキシ2層 はけ・ローラー 弦材を有する構造		m <sup>2</sup>	1				第3号単価表, [VI-1-③-1]
合 計		m <sup>2</sup>	1				

A25615A A06

### 中塗 1m2当たり明細表

弱溶剤系ふっ素樹脂塗料  
淡彩

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 中塗り (塗替) 弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩 弦材を有する構造		m <sup>2</sup>	1				第4号単価表, [VI-1-③-1]
合 計		m <sup>2</sup>	1				

A25615A A07

### 上塗 1m2当たり明細表

弱溶剤系ふっ素樹脂塗料  
淡彩

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 上塗り (塗替) 弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩 弦材を有する構造		m 2	1				第5号単価表, [VI-1-③-1]
合 計		m2	1				

### 塗膜処分費 1t当たり明細表

A25756A A01

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
処分費		t	1				投棄
合 計		t	1				





A25760A A02

### 吊足場 1m2当たり明細表

中段足場

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
中段足場トラス設置・撤去+賃料		m 2	1				
合 計		m2	1				

A25760A A03

### 吊足場 1m2当たり明細表

中段足場

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
中段足場トラス設置・撤去+賃料		m 2	1				
合 計		m2	1				



A25760A A05

### 板張防護工 1m2当たり明細表

(床面+朝顔)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
板張防護工（両側朝顔）設置 ・撤去+賃料		m 2	1				
合 計		m2	1				

A25760A A06

### シート張防護工 1m2当たり明細表

(床面+朝顔)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
シート張防護工 (両側朝顔) 設置・撤去+賃料		m 2	1				
合 計		m2	1				

A25760A A09

### 板張防護工 1m2当たり明細表

(屋根面)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
板張防護工 (屋根面)		m 2	1				
合 計		m2	1				

A25760A A10

### シート張防護工 1m2当たり明細表

(屋根面)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
シート張防護工 (屋根面)		m 2	1				
合 計		m2	1				

A25760A A07

### 板張防護工 1m2当たり明細表

(側面)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
板張防護工 (側面)		m 2	1				
合 計		m2	1				

A25760A A08

### シート張防護工 1m2当たり明細表

(側面)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
シート張防護工 (側面)		m 2	1				
合 計		m2	1				



## 安全費 1式当たり明細表

A08000 A01

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
環境対策費		式	1				第13号単価表
エアシャワー		式	1				第14号単価表
セキュリティルーム		式	1				第15号単価表
真空クリーナー		式	1				第16号単価表
安全衛生保護具		式	1				第17号単価表
合 計		式	1				

SG347 J01		橋梁塗装工 素地調整 (塗替) 100m <sup>2</sup> 当たり単価表					2種ケレン 弦材を有する構造 [VI-1-③-1]	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
橋梁塗装工 塗替 素地調整	2種ケレン 制約無 昼間	m <sup>2</sup>	100.0				RRJ33, 通期	
諸雑費		式	1				Z00099	
合 計		m <sup>2</sup>	100					
単位当り		m <sup>2</sup>	1					
作業内容	A = 02 素地調整							
素地調整区分	B = 02 2種ケレン							
構造区分	G = 04 弦材を有する構造							



SG347 J06

橋梁塗装工 下塗り (塗替) 100m<sup>2</sup> 当たり単価表

弱溶剤形変性エポキシ2層 はけ・ローラー  
弦材を有する構造  
[VI-1-③-1]

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 塗替 下塗り (はけ・ローラー)	弱溶剤形変性エポキシ 2層 制約無 昼間	m <sup>2</sup>	100.0				RRK57, 通期
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m <sup>2</sup>	100				
単位当り		m <sup>2</sup>	1				
作業内容 下塗り	A = 03 下塗り C = 05 弱溶剤形変性エポキシ2層 はけ・ローラー			夜間作業の有無 H = 01 夜間作業 (2.0時~6時) なし 時間的制約の有無 I = 01 時間的制約なし			
塗料区分	G = 04 弦材を有する構造						
構造区分							

SG347 J07

橋梁塗装工 中塗り (塗替) 100m<sup>2</sup> 当たり単価表

弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩  
弦材を有する構造  
[VI-1-③-1]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 塗替 中塗り (はけ・ローラー)	弱溶剤形ふっ素樹脂 淡彩 制約無 昼間	m <sup>2</sup>	100.0				RRM11, 通期
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m <sup>2</sup>	100				
単位当り		m <sup>2</sup>	1				
作業内容 中塗り	A = 04 中塗り D = 05 弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩			夜間作業の有無 H = 01 夜間作業 (2.0時~6時) なし 時間的制約の有無 I = 01 時間的制約なし			
塗料区分 構造区分	G = 04 弦材を有する構造						

SG347 J10

橋梁塗装工 上塗り (塗替) 100m<sup>2</sup> 当たり単価表

弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩  
弦材を有する構造  
[VI-1-③-1]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 塗替 上塗り (はけ・ローラー)	弱溶剤形ふっ素樹脂 淡彩 制約無 昼間	m <sup>2</sup>	100.0				RRN51, 通期
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m <sup>2</sup>	100				
単位当り		m <sup>2</sup>	1				
作業内容 上塗り	A = 05 上塗り E = 05 弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩			夜間作業の有無 H = 01 夜間作業 (2.0時~6時) なし 時間的制約の有無 I = 01 時間的制約なし			
塗料区分							
構造区分	G = 04 弦材を有する構造						

第6号 SA092 J01

### 処分費 100 t 当たり単価表

[ I -2-②-47]

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
処分費		t	100				TTA10
合 計		t	100				
単位当り		t	1				
処分費 (円 / t)	A = 400000						

第7号 SE407 J01

主体足場 (パイプ吊り足場) 1m2 当たり単価表

トラス  
設置・撤去+賃料  
[IV-7-③-38~39]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主体足場工		m <sup>2</sup>	1				
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m <sup>2</sup>	1				
足場の種類 橋梁の種類	A = 01 パイプ吊り足場 B = 04 トラス	供用月数	T1 (月)	作業区分 C = 01 C=1~3, 6時入力 D = 6	設置・撤去+賃料		

第8号 SE411 J01

### 中段足場 1m 2 当たり単価表

トラス  
設置・撤去+賃料  
[IV-7-③-39]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
中段足場工		m 2	1				
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m 2	1				
橋梁の種類 作業区分	A = 04 トラス B = 01 設置・撤去+賃料	供用月数	T 2 (月)	B=1~3, 6時入力	C = 6		

第9号 SE431 J01

### 側面塗装足場 1m 2 当たり単価表

供用月数6月

[IV-7-③-40]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
側面塗装足場工		m 2	1				
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m 2	1				
供用月数T 7 (月)	A = 6						

第10号 SE435 J01

板張防護工（両側朝顔） 1m2 当たり単価表

設置・撤去+賃料

[IV-7-③-40~41]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
防護工		m <sup>2</sup>	1				
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m <sup>2</sup>	1				
防護工種別 作業区分	A = 01 板張防護工（両側朝顔） B = 01 設置・撤去+賃料		供用月数（月） C = 6				

第11号 SE435 J03

シート張防護工（両側朝顔） 1m2 当たり単価表

設置・撤去+賃料

[IV-7-③-40~41]

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
防護工		m <sup>2</sup>	1				
諸雑費		式	1				Z00099
合 計		m <sup>2</sup>	1				
防護工種別 作業区分	A = 03 シート張防護工（両側朝顔） B = 01 設置・撤去+賃料		供用月数（月） C = 6				



B00000000001 A01

## 環境対策費 1式当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
負圧集塵機 リース料	56m3/min	台・月	10				
基本管理料		台	5				
一次フィルター		枚	160				
二次フィルター		枚	55				
HEPAフィルター		枚	5				
運搬費		式	1				
合 計		式	1				

B00000000002 A01

### エアシャワー 1式当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
エアシャワー リース料		台・月	2				
基本管理料		台	1				
一次フィルター		枚	5				
HEPAフィルター		枚	1				
運搬費		式	1				
合 計		式	1				

B00000000003 A01

### セキュリティルーム 1式当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
帯電シート		枚	1				
出入口ファスナー		個	2				
足ふきマット		個	2				
合 計		式	1				

B00000000004 A01

### 真空クリーナー 1式当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
真空クリーナー リース料		台・月	2				
基本管理料		台	1				
一次紙フィルター		枚	5				
HEPAフィルター		枚	1				
運搬費		式	1				
合 計		式	1				

B00000000005 A01

## 安全衛生保護具 1式当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
専用呼吸用フィルター	V3/0V	個	768				
化学防護服		着	768				
化学防護長靴		足	12				
シューズカバー		足	768				
化学防護手袋		双	768				
グラスカバー		枚	384				
合 計		式	1				

## 省 略 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
収集運搬費		車					
主体足場工		m <sup>2</sup>					
中段足場工		m <sup>2</sup>					
側面塗装足場工		m <sup>2</sup>					
防護工		m <sup>2</sup>					
防護工		m <sup>2</sup>					
負圧集塵機 リース料	56m <sup>3</sup> /min	台・月					
基本管理料		台					
一次フィルター		枚					
二次フィルター		枚					

## 省 略 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
HEPAフィルター		枚					
運搬費		式					
エアシャワー リース料		台・月					
基本管理料		台					
一次フィルター		枚					
HEPAフィルター		枚					
運搬費		式					
帯電シート		枚					
出入口ファスナー		個					
足ふきマット		個					

## 省 略 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
真空クリーナー リース料		台・月					
基本管理料		台					
一次紙フィルター		枚					
HEPAフィルター		枚					
運搬費		式					
専用呼吸用フィルター	V3/0V	個					
化学防護服		着					
化学防護長靴		足					
シューズカバー		足					
化学防護手袋		双					

### 省 略 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
グラスカバー		枚					

## 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋梁塗装工 素地調整 (塗替)	2種ケレン 弦材を有する構造	m <sup>2</sup>					第1号, [VI-1-③-1]
橋梁塗装工 下塗り (塗替)	有機ジンクリッチ 2回 はけ・ローラーII 弦材を有する構造	m <sup>2</sup>					第2号, [VI-1-③-1]
橋梁塗装工 下塗り (塗替)	弱溶剤形変性エポキシ2層 はけ・ローラー 弦材を有する構造	m <sup>2</sup>					第3号, [VI-1-③-1]
橋梁塗装工 中塗り (塗替)	弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩 弦材を有する構造	m <sup>2</sup>					第4号, [VI-1-③-1]
橋梁塗装工 上塗り (塗替)	弱溶剤形ふっ素樹脂 はけ・ローラー 淡彩 弦材を有する構造	m <sup>2</sup>					第5号, [VI-1-③-1]
処分費		t					
主体足場 (パイプ吊り足場)	トラス 設置・撤去+賃料	m <sup>2</sup>					
中段足場	トラス 設置・撤去+賃料	m <sup>2</sup>					
側面塗装足場	供用月数6月	m <sup>2</sup>					
板張防護工 (両側朝顔)	設置・撤去+賃料	m <sup>2</sup>					

## 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
シート張防護工 (両側朝顔)	設置・撤去+賃料	m <sup>2</sup>					
道路植栽工 移植工 (掘取工)	中木 樹高100cm以上200cm未満	本					
環境対策費		式					第13号
エアシャワー		式					第14号
セキュリティルーム		式					第15号
真空クリーナー		式					第16号
安全衛生保護具		式					第17号
収集運搬費		車					
主体足場工		m <sup>2</sup>					
中段足場工		m <sup>2</sup>					

## 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
側面塗装足場工		m <sup>2</sup>					
防護工		m <sup>2</sup>					
防護工		m <sup>2</sup>					
負圧集塵機 リース料	56m <sup>3</sup> /min	台・月					
基本管理料		台					
一次フィルター		枚					
二次フィルター		枚					
HEPAフィルター		枚					
運搬費		式					
エアシャワー リース料		台・月					

### 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
基本管理料		台					
一次フィルター		枚					
HEPAフィルター		枚					
運搬費		式					
帯電シート		枚					
出入口ファスナー		個					
足ふきマット		個					
真空クリーナー リース料		台・月					
基本管理料		台					
一次紙フィルター		枚					

## 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
HEPAフィルター		枚					
運搬費		式					
専用呼吸用フィルター	V3/0V	個					
化学防護服		着					
化学防護長靴		足					
シューズカバー		足					
化学防護手袋		双					
グラスカバー		枚					
板張防護工	(屋根面)	m <sup>2</sup>					
シート張防護工	(屋根面)	m <sup>2</sup>					

### 単 価 一 覧 表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
板張防護工	(側面)	m <sup>2</sup>					
シート張防護工	(側面)	m <sup>2</sup>					

塗替え塗装 数量集計表

塗替え塗装面積 数量集計表

範 囲		単位	塗替え塗装面積	適 用
右岸側 取付部 鋼管		m2	436.9	鋼管、リング沓
水管橋	トラス橋	m2	2540.1	トラス橋、歩廊 空気弁取付部歩廊
	鋼 管	m2	456.9	鋼管、人孔 盲板、リングサポート
左岸側 取付部 鋼管		m2	368.8	鋼管、リング沓

足場工および防護工 数量集計表

単位：m2

		右岸側取付部	左岸側取付部	水管橋(トラス)	合計	備 考
足 場 工	主体足場	179.7	176.8	708.0	1064.5	
	中段足場1			666.0	666.0	
	中段足場2			288.0	288.0	
	側面足場			1360.0	1360.0	
防 護 工	板張防護工 (床面+朝顔)	179.7	176.8	708.0	1064.5	
	板張防護工 (屋根面)	179.7	176.8	708.0	1064.5	
	板張防護工 (側面)			1360.0	1360.0	
	シート張防護工 (床面+朝顔)	179.7	176.8	708.0	1064.5	
	シート張防護工 (屋根面)	179.7	176.8	708.0	1064.5	
	シート張防護工 (側面)			1360.0	1360.0	

※ 上記の塗装面積、足場工面積及び防護工面積については  
平成12年水管橋塗替塗装工事で算出された値を用いる。







2021年2月16日

## 結果報告書

菊池市 御中

分析の結果を下記のとおり御報告致します。

計量証明事業登録 愛媛県 第環 14 号 特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 作業環境測定機関 登録番号 38124 建築物飲料水水質検査登録 愛媛県 第 1 号 <b>事業者: 三浦工業株式会社</b> 愛媛県松山市堀江町 7 番地 <b>事業所: 環境事業本部</b> 愛媛県松山市北条辻 864 番地 1 号 799-2430 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	報告書承認者 鷲埜史明 
---	--

## 試料情報

試料名 : 塗膜  
 委託名 : 菊池川水管橋  
 試料採取日 : 2021年1月24日  
 試料受付日 : 2021年2月1日  
 検体番号 : C12A06001P  
 試料採取場所 : 菊池川水管橋  
 受付方法 : 持ち込み

## 方法

低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 5 版)

8. 塗膜くず(含有量試験)

(令和 2 年 10 月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室)

## 結果

分析項目	結果 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	< 0.01	0.01

備考: PCB を含む油が自由液として明らかに存在していない場合については, PCB の含有濃度が 0.5 mg/kg 以下となる場合は, PCB 汚染物に該当しない。

(令和元年 10 月 11 日 環循規発第 1910112 号, 環循施発第 1910111 号)

PCB 濃度が 100000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等については低濃度 PCB 廃棄物となる。

(令和元年 12 月 20 日 環循規発第 1912201 号, 環循施発第 1912201 号)